

16 困難な問題を抱える女性への支援

1 困難な問題を抱える女性への総合的な支援

【提案内容】

提出先 内閣府、こども家庭庁、厚生労働省

困難な問題を抱える女性への支援が、全国一律の水準で恒久的・安定的に提供可能となる措置を国が講じること。そのために、各地方自治体の対応に必要な人材確保・育成のための財政措置を行うこと。

また、国が実施する女性相談支援員の質の向上のための研修の充実を図ること。

さらに、困難な問題を抱える女性をできるだけ生み出さないため、また、早期に支援につながるための教育及び啓発を強化すること。

◆現状・課題

令和6年4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下、「女性支援法」）が施行され、これまでの婦人保護事業から大幅に支援対象が拡大された。

困難な問題を抱える女性は、複合的な課題を抱えている方も多く、その回復には長い時間がかかることがあることから、支援が安定的・継続的に行われる必要がある。

女性相談支援員の設置は、都道府県には義務付けられているが、市町村は努力義務に留まっていることから、全ての市町村において女性相談支援員の配置促進が必要である。困難な課題を解決するため、都道府県を含めた女性相談支援員の常勤化や、支援員の資質の向上が不可欠である。

また、女性支援法において、関係機関との連携した支援が規定され、支援対象者へのアウトリーチ等、早期発見への取組を進めることも求められている。

◆実現による効果

地方自治体の支援体制が充実することにより、女性が困難な問題を抱えてしまったときに、全国どこにいても支援の手が差し伸べられるような体制を整えられる。

女性支援法で拡大された支援対象者の早期対応が可能になるとともに、医学的又は心理学的な支援をはじめ、きめ細かい支援を行うことができる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局共生推進本部室)

2 女性のニーズに応じた多様な支援体制の整備

【提案内容】

提出先 内閣府、こども家庭庁、厚生労働省

困難な問題を抱えた女性が、その意思を尊重されながら適切な支援を受けるために、社会とのつながりを持ちながら自立支援を受ける施設や、在宅での支援を希望する当事者の通所施設など、地域の状況に応じた施設の設置が可能となるよう、女性のニーズに応じた支援の充実のため、国庫補助要件の多様化や緩和により、地方自治体が利用しやすい財政措置を行うこと。

◆現状・課題

従来の婦人相談所・婦人保護施設は、入所者と施設の安全を確保するため、所在地を秘匿しているほか、通信機器の使用禁止や施設からの通勤通学ができないなど、DV加害者等からの追及の危険を防ぐルールを設けざるを得なかった。

女性支援法では、困難な問題を抱えた女性が、その意思を尊重されながら、抱えている問題、心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが規定されている。

居所の秘匿の必要がない当事者が、社会とのつながりを絶つことなく自立支援をうけることができる施設や、在宅での支援を希望する当事者の通所施設など、多様な支援体制の整備が求められている。

女性自立支援施設の設置には設備の基準を満たす必要があるため、女性自立支援施設に限らず、民間と連携するなどの方法で多様な受入体制を整えることで、必要な方に支援が行きわたるようにするために、国庫補助要件を多様化、弾力化するなど、柔軟に活用しやすい財政措置が必要である。

◆実現による効果

地域の実情に応じて、多様な支援体制を整備することができるようになり、困難を抱える女性の意思を尊重した支援の充実が図られる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局共生推進本部室)

3 困難な問題を抱える女性の支援を行う民間団体への支援

【提案内容】

提出先 内閣府、こども家庭庁、厚生労働省

困難を抱える女性の支援を行う民間団体の運営基盤の安定強化を支援するため、一時保護委託料の増額と、継続的な財政的支援の充実を図ること。

◆現状・課題

多様な困難を抱えた女性を支援するためには、柔軟性のある支援や、蓄積された知見などの強みを持つ民間団体との連携が不可欠であるが、一時保護委託料は実績払いであるため、委託者がいない期間の施設維持が団体の自己負担になるなど、民間団体は人的にも財政的にも脆弱な基盤で活動していることから、民間団体の活動の継続性が担保できるよう支援することが必要である。

◆実現による効果

民間団体への財政的支援が充実することにより、困難を抱える女性へのきめ細かい支援の充実が図られる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局共生推進本部室)

4 一時保護期間中の医療制度の整備

【提案内容】

提出先 内閣府、こども家庭庁、厚生労働省

一時保護期間中の医療費について、生活保護の申請中等であっても速やかに医療を受けられる制度を整備し、必要な財政的措置を講じること。

◆現状・課題

困難な問題を抱える女性への支援においては、予期せぬ妊娠など女性特有の事情があり、医療との連携は不可欠である。しかし、DV被害者等は加害者からの追及の危険があり、一時保護中の健康保険証を使用しての受診は難しいため、生活保護医療扶助の活用に頼っているが、生活保護決定までに時間がかかる場合や、在留資格の内容によって生活保護が適用されない外国人など、受診に支障が生じている。

一時保護中にかかる医療費については、シェルターが通過施設であること等を鑑み、一時保護の期間は女性相談支援センターで生活保護法の「医療券」に準じた物を発行するなど新たな制度が必要である。

◆実現による効果

一時保護中であっても、困難を抱える女性が安心して医療機関にかかることができる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局共生推進本部室)

5 「つながりサポート型」事業の継続・交付金措置

【提案内容】

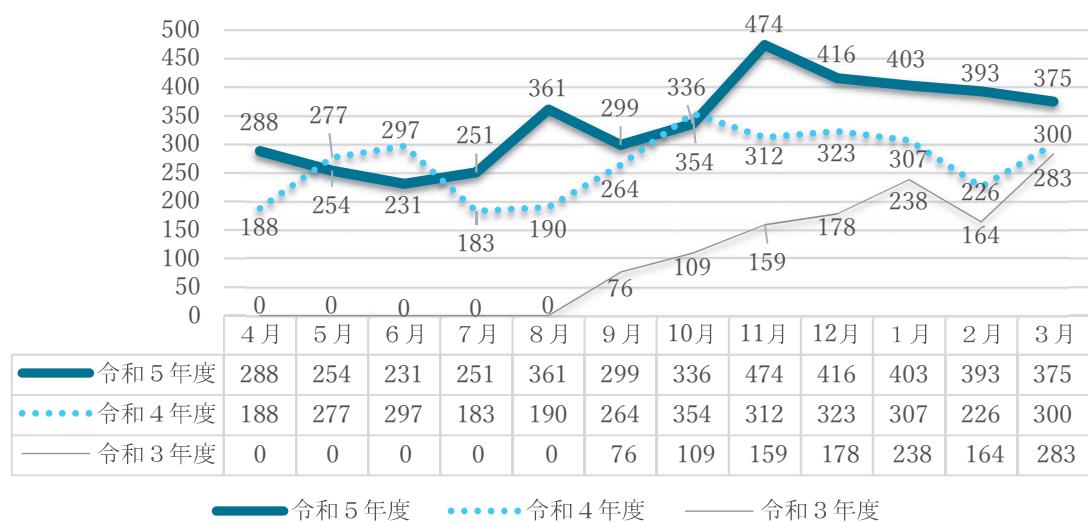
提出先 内閣府

地域女性活躍推進交付金において、「つながりサポート型」の事業を継続するとともに、各地方自治体の財源の有無によらず事業が実施できるよう、事業費全額を同交付金で措置すること。

◆現状・課題

本県では、同交付金を活用し令和3年8月から不安や課題を抱える女性のための相談支援事業を実施している。令和5年度の相談件数も高く推移しており、継続して対応が必要な相談内容であることが多いため、継続して事業を実施する必要がある。

不安や課題を抱える女性からの 相談件数の推移(令和3年8月～)



※令和6年3月末現在、相談件数は延べ件数

しかし、地域女性活躍推進交付金の「つながりサポート型」事業においては、負担割合は国3／4、県1／4となっているうえ、令和7年度以降の事業継続の見通しは示されていない。

◆実現による効果

国が本事業を継続するとともに、地域女性活躍推進交付金により事業費全額を措置することで、不安や課題を抱える女性の相談を受け付ける相談室における相談員の人員体制が拡充され、必要な支援の充実が図られる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局共生推進本部室)